

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

1 施設の概要

(1) 米子市立山陰歴史館

(1) 名称	米子市立山陰歴史館（以下「山陰歴史館」という。）
(2) 所在地	米子市中町20番地
(3) 構造	鉄筋コンクリート造り 地上3階建て（塔屋附属）
(4) 敷地面積	1,577.45平方メートル
(5) 建築面積	建築面積 716.82平方メートル 延床面積 2,030.45平方メートル
(6) 開館日	昭和59年12月1日（山陰歴史館は、昭和15年設立）
(7) 主な施設内容	常設展示ホール（1F）、企画展示ホール（1F）、市政展示室（2F）、民話の部屋（2F）、収蔵展示室（2F）、収蔵室（3F）等（旧庁舎旧館） 貴重品収蔵庫兼仮事務所（旧庁舎新館2階） 駐車場（米子市役所駐車場）
(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	郷土の歴史に関する市民の知識及び教養の向上に資するため設置されている。郷土を中心とする歴史に関する資料の収集・保管・展示や学術研究等のための保管資料の利用提供、歴史に関する研究会、講演会等の開催などを行なっている。総合計画では、文化財の保護の充実を図り、活用を促進することで、後世に伝え、市民共有の財産としての文化財を活かした地域づくりの推進と身近なものとして感じることができると期待している。 （山陰歴史館・福市考古資料館・埋蔵文化財センター3館とも）
(9) 施設の現状	歴史、民俗及び考古資料を主として収蔵展示する博物館類似施設である。また、その建物は、米子市の有形文化財に指定されている。
(10) 施設の運営状況（令和元年度）の概要	ア 利用者数 21,161人 イ 観覧料等事業収入額 779千円 ウ 主な自主事業 ・常設展（米子城跡・昔の暮らし等） ・刀剣展「菊水刀～伯耆国が育んだ近・現代の名匠 森脇 正孝～」 ・企画展『米子城にまつわる人々』 ・企画展『国鉄米子鉄道管理局発足からJR西日本米子支社の70年をたどる』 エ 管理運営費（支出額の合計） 24,209千円

## (2) 米子市福市考古資料館

(1) 名称	米子市福市考古資料館
(2) 所在地	米子市福市 461 番地 20
(3) 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建て
(4) 敷地面積	685 m <sup>2</sup>
(5) 建築面積	264 m <sup>2</sup>
(6) 開館日	昭和 55 年 10 月 6 日
(7) 主な施設内容	展示室 (115 m <sup>2</sup> )、研修室 (41 m <sup>2</sup> )、収蔵室 (47 m <sup>2</sup> )、事務室他 (61 m <sup>2</sup> ) その他施設 福市遺跡収蔵庫 (鉄骨鉄筋コンクリート造、平屋高床造 105 m <sup>2</sup> ) 福市遺跡復元住居 (竪穴式、茅葺、27 m <sup>2</sup> ) 駐車場 (20 台収容) 等
(8) 施設の設置目的 (総合計画との関連性等)	郷土の歴史に関する市民の知識及び教養の向上に資するため設置され、福市遺跡、青木遺跡の調査により発見された遺物を中心に昭和 55 年開館した。また、旧米子市内各遺跡から出土した埋蔵文化財を主として収蔵展示する博物館類似施設である。
(9) 施設の現状	常設展・企画展を開催し、米子市出土の遺跡を紹介して郷土の原始古代への関心を高めるとともに、子どもから成人まで市民の古代への興味関心を高めるため、勾玉や火起こし等の体験教室や出前講座を行っている。
(10) 施設の運営状況 (令和元年度) の概要	ア 利用者数 2,034 人 イ 利用料金収入額 81 千円 ウ 主な自主事業 ・常設展『米子の原始・古代』 ・企画展『古代の米子』 ・出前講座『古代体験』 エ 管理運営費 (支出額の合計) 3,887 千円

## (3) 米子市埋蔵文化財センター

(1) 名称	米子市埋蔵文化財センター
(2) 所在地	米子市福市 281 番地
(3) 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建て
(4) 敷地面積	14,189 m <sup>2</sup>
(5) 建築面積	934 m <sup>2</sup>
(6) 開館日	平成 22 年 4 月 15 日

(7) 主な施設内容	展示室 (1 室)、体験学習室 (1 室)、資料閲覧室 (1 室)、書庫 (1 室)、調査研究室 (1 室)、資料整理室 (2 室)、特別収蔵室 (1 室)、調査資料室 (1 室)、土器洗浄室 (1 室)、木器収蔵室 (2 室)、写場 (1 室)、出土品収蔵室 (10 室)、木器保存修理室 (1 室) 研修室 (1 室) 等
(8) 施設の設置目的 (総合計画との関連性等)	埋蔵文化財の保存と活用を図り、郷土の歴史に関する理解を深め、市民の知識向上に資するために設置された。史跡案内、考古学教室、資料閲覧、資料貸出、展示解説などの対応を行うほか、出土品の修復・復原を行い、資料館などへの資料提供を実施している。さらに、市内にある各遺跡からの出土品の収蔵・保管を実施している。
(9) 施設の現状	原始古代史を学ぶ機会を提供するため、常設展・企画展を開催し、発掘調査中遺跡の現地説明会や探訪ツアー、出土品の整理や記録、資料の貸出、研究利用等を実施している。
(10) 施設の運営状況 (令和元年度) の概要	<p>ア 利用者数 3,082 人</p> <p>イ 利用料金収入額 72 千円</p> <p>ウ 主な自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設展『米子の遺跡と発掘調査』</li> <li>・企画展『西伯耆の中世城館』</li> <li>・考古学講演会 (3 回)</li> <li>・資料調査・整理・研究・保管</li> </ul> <p>エ 管理運営費 (支出額の合計) 3,167 千円</p>

## 2 制度適用方法

### (1) 指定の期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

### (2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・ 指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・ 指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・ 利用料金制度を採用（利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、教育委員会の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

- ・ 事業の内容は、あらかじめ市と協議

### (3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、施設には、統括責任者として館長1人を、これを補佐する者として副館長1人を置く。

### (4) 教育委員会が直接行う業務

ア 教育委員会に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

イ 米子市歴史館運営委員会の開催

### (5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料及び自主事業の収入によって賄う。